令和６年度　小城市農商工連携・６次産業化支援事業　募集要項

１　趣　旨

　農林水産業者の所得向上を目的として、農林水産業者等が生産だけでなく、加工や流通・販売、更には農家レストランや農家民宿、観光農園などの６次産業化及び農商工連携への取り組みに対し支援を行います。

２　対象者

　（１）市内の農林水産業者、法人（農林漁業関係）、生産組合、生産部会、農産物直売所、その他農林漁業者が組織する団体など。

　（２）前号の個人及び団体と連携して加工・販売を実施する商工業者及び団体

　　※団体にあっては、組織及び運営について定めた規約等があること。

３　対象となる取り組み

　申請者が主体的に取り組む以下の事業を対象とします。

（１）加工品の開発等に取り組む事業

（２）新たに観光農園、体験農園、農家レストラン、農家民宿等に取り組む事業

（３）その他、農商工連携・６次産業化をめざす事業

４　対象となる経費

　事業を取り組むにあたって必要な、次に掲げる経費が支援の対象となります。

○加工品の開発や改良に係る経費

○販売フェア、流通販売調査等の販路開拓に要する経費

○専門家等からの助言・指導に要する経費

○先進事例調査等の研修費

○体験イベント等の開催費

○事業に必要な簡易な施設・設備及び機器の導入に要する経費

○その他必要と認められる経費

　※詳しい対象経費内容については別表１をご覧ください。

５　補助率等

　事業を取り組むにあたって必要な経費の50パーセント以内、かつ１補助事業者あたり100万円／年度を限度として支援します。

　また、補助対象期間は３年度間とし、３年度間にわたり支援を受ける場合は、３年度間で200万円を限度とする。

※２年度目以降についても事業計画書を提出していただく必要があります。

６　応募方法

（１）提出書類及び提出先

　　別添の応募用紙（様式第１号、第２号、第３号）に必要事項をご記入の上、小城市農林水産課にご提出ください。

　　なお、提出書類については返却いたしませんのでコピーしておいてください。

（２）募集期間

　　令和６年４月１日～

　　　※ただし、予算の範囲を超えた場合は、締め切らせていただきます。

７　支援対象者の選定

　ご提出いただきました応募用紙ほか添付書類により審査を行い選定します。

　　※必要に応じてヒアリングを実施することがあります。

　選定の結果については、応募者全員に文書にてお知らせします。

８　採択後の留意点

（１）事業期間

　　決定の通知から令和７年３月31日までとします。

（２）補助金の支払い

　　原則は、事業の実績報告後に支払います。

ただし、補助金の交付決定後に、交付決定額の７割まで概算請求することができます。

　　（残額については、実績報告後となります。）

（３）事業実施後

　　事業実施後は、実績報告書を提出していただきます。

　　なお、実績報告には支出を証明する領収証等の添付が必要となります。

　　　※３年度間支援を受けた場合は、各年度に実績報告が必要となります。

（４）事業計画・実績等の取り扱い

　　採択された事業計画の概要や実績等については、市の事業実績としてホームページや印刷物等で紹介させていただくことがあります。

９　問い合わせ先

　小城市役所　産業部　農林水産課　農政企画係

　TEL　0952－37－6125

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 備　　　　　考 |
| ①専門家等への謝金 | 研究や視察に係る専門家や講師等への謝金（１人あたり１万円／回以内） |
| ②旅費 | 専門家や講師の指導、又は申請者の研修や商談会への参加等に必要な交通費（実費）、宿泊費（宿泊代+食事代として１人あたり１万円／泊以内） |
| ③委託費 | パッケージデザイン等制作、栄養分析等調査、加工品の試作や改良、ホームページ等製作、消費者のニーズ調査等に係る委託費 |
| ④通信運搬費 | 郵便代、振込手数料、運搬費など |
| ⑤印刷費 | パンフレット・チラシ等の印刷費 |
| ⑥使用料 | 加工品の試作や改良に必要な機材や加工施設等の使用料、商談会等の出展料、モニターツアー等の開催に必要なバス等の使用料など |
| ⑦消耗品費 | 試作用の材料費、看板やのぼり旗、体験参加者用の用具など |
| ⑧設備費 | 簡易な施設・設備の整備及び機器**※**の購入費 |
| ⑨その他の経費 | 市において特に必要と認める経費 |
| 対象外経費  ・申請者や申請団体の経営や運営のための恒常的経費  ・申請団体に属する専門家や講師の謝金  ・申請団体の構成員に係る人件費  ・飲食費  ・領収証等添付がない支出（謝金、旅費は除く） | |

※簡易な施設・設備の整備及び機器の購入については１件50万円未満とする。